

長岡市自殺対策協議会設置要領

(設置)

第1条 本市は、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する支援を受けられるよう長岡市自殺対策計画を策定し、自殺対策に関わる各分野の代表者等と意見交換を行い、連携を強化しながら、自殺対策を総合的に進めるため、長岡市自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討、実施する。

- (1) 自殺の現状と課題の整理に関する事項
- (2) 行政、関係機関、団体等の連携・協働を推進するために必要な事項
- (3) 「長岡市自殺対策計画」の策定・進捗に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、市長がこれを指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その進行を行う。

(部会)

第7条 協議会は、第2条の各号に定める事項を協議するため、必要に応じ部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 市長が特に必要と認めるときは、協議会及び部会に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進課において行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年12月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。